

8 多治見市子どもの権利に関する条例

多治見市子どもの権利に関する条例

平成15年9月に制定された「多治見市子どもの権利に関する条例」は、国内で4番目に生まれた子どもの権利を保障する条例です。令和2年3月に条例が改正され、多治見市ではひとりとして子どもの命を失うことがないように前文が加筆されました。子どもの命を第一に考えながら、子どもの権利が保障されるような取り組みを続けます。



たじみ子ども会議&子どもスタッフ会議

多治見のまちづくりについて考えてみませんか？子どももおとなも、一緒に活動してくれる仲間を絶賛募集中です。年齢や学校も異なる子どもが集まり、年に1度の「たじみ子ども会議」に向けた企画や準備などを行います。

【開催日時】原則 毎月第4日曜日 午前10時～正午

【開催場所】原則 ヤマカまなびパーク5階

【対象】小学4年生以上の子ども



たじみ子ども会議
マスコットキャラクター
タジニャン

子どもの心に寄り添う、たじみ子育てパートナー ウィズ・チル(With Children)

- ・普段のくらしの中で、子どもと接する機会がありますか？子どもに寄り添い、健やかな成長を見守る「ウィズ・チル」会員を募集しています。
- ・子どもが一人の人間として自分らしく健やかに成長できるように子どもの心に寄り添い、子どもの声に耳を傾けるなど「子どものパートナー」として関わろうとするおとなを登録し、広めるしくみです。
- ・登録していただいた方には、子どもに関する情報やセミナー案内などの情報提供を行います。



ウィズ・チルバッジ
デザインイメージ

多治見市子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」

子どもたちが抱える悩みや苦しい思いを一緒に考えます。まずは気軽にお電話ください。

フリーダイヤル：0120-967-866(携帯電話可)

LINE相談：@200fkmnq

●火～金/午後1時～午後7時

●土曜日/正午～午後6時



子どもの権利相談室
マスコットキャラクター
うさばちゃん&うさぼくん

多治見市子どもの権利に関する条例についてのお問い合わせ

市役所本庁舎1階 くらし人権課 ☎22-1128